

事務連絡  
令和2年2月28日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づく事業の登録制度(以下「登録制度」という。)については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日付け健衛発第0326001号。以下「通知」という。)等に基づき、関係者に対して御指導いただいているところです。

登録制度の登録基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。)に規定され、建築物等の清掃作業等に従事する者に対する研修(以下「従事者研修」という。)については、「登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。」とされています。また、通知において、「原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。」と技術的助言により示しているところです。

今般、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、研修実施主体が従事者研修の実施を当面見合わせることも想定される所、規則に示す「定期的に行われるもの」の判断は、通知にかかわらず、登録制度の審査を行う都道府県において、柔軟に対応いただいて差し支えない旨、念のためお知らせします。

併せて、本事務連絡の内容について、貴管内の登録制度に基づく登録事業者に周知いただきますよう、御願います。

【担当者】 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課  
北村、日比  
電話番号: 03-5253-1111(内線2432)

●建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)

(登録)

第12条の2 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 建築物における清掃を行う事業
- 二 (略)
- 三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
- 四 (略)
- 五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
- 六 建築物の排水管の清掃を行う事業
- 七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業
- 八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

●建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)

(建築物清掃業の登録基準)

第25条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第1号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備(以下この条において「清掃用機械器具等」という。)、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一、二 (略)
- 三 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
  - イ (略)
  - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
- ハ、ニ (略)
- 四 (略)

(建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準)

第26条の3 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第3号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一、二 (略)
- 三 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
  - イ (略)
  - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的

に行われるものであること。

ハ、ニ（略）

四（略）

（建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準）

第 28 条 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項第 5 号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ（略）

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ、ニ（略）

六（略）

（建築物排水管清掃業の登録基準）

第 28 条の 3 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項第 6 号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ（略）

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ、ニ（略）

六（略）

（建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準）

第 29 条 法第 12 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項第 7 号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一～三（略）

四 ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ（略）

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ、ニ（略）

五（略）

(建築物環境衛生総合管理業の登録基準)

第30条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第8号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 清掃作業に従事する者が第25条第3号に規定する要件に該当するものであること。

五、六 (略)

七 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ (略)

ロ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること

八 (略)

●建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

(平成14年3月26日健衛発第0326001号)

第3 登録基準

2 留意事項

(1) 登録業全体について

ア～オ (略)

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

キ、ケ (略)